


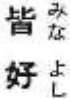


審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
無効 2022-890072	バブспа	5	Z 無効	商標法4条1項15号
<p>< 審決要旨 > 請求人商標「BUB」は、請求人の業務に係る商品を表示するものとして周知著名なものであり、その独創性も高いといえる。そして、両商標は一定程度の類似性を有し、その指定商品も関連性を有し取引者、需要者も共通する。以上を総合的に判断すれば、本件商標権者が、本件商標をその指定商品に使用したときは、請求人商標を想起、連想し、当該商品を他人（請求人）又は同人と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるというべきである。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服 2022-015064		29 30	WY 登録	商標法3条1項3号
<p>< 審決要旨 > 本願商標の「新鮮」及び「一番」の構成態様及び本願の指定商品との関係からは、「新鮮がよい」ほどの漠然とした意味合いや印象を想起させるものの、商品の品質を直ちに理解、把握させるとはいい難いものである。そうすると、本願商標は、その構成文字から、商品の品質を認識するとはいい難く、別掲のとおり構成からなる本願商標にあっては、円形図形も含めたその構成全体の特徴からして、自他商品を識別する機能を果たし得るものとみるのが相当である。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨 (引用商標)
不服2022- 009030		5	Z 拒絶	商標法4条1項11号 
<p>< 審決要旨 > 本願商標と引用商標とは、構成全体としては相違するものであるが、本願商標の要部である「L I F E」と引用商標の要部である「ライフ」は、外観において、別異のものであると認識させるものではなく、称呼及び観念を同一にするものであるから、その外観、称呼、観念等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すると、本願商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用された場合には、当該商品の出所を誤認混同するおそれがある類似の商標というべきである。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨（引用商標）
不服 2022-009030		5	WY 登録	商標法4条1項11号 

<審決要旨>
 本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、全体として大きく相違するものであって、また、本願要部と引用1要部又は引用商標2とを比較しても、これらは文字種ないし漢字の有無、文字の配置方法、図形の有無ないし形状を異にすることから、明確に区別できるものである。そして、称呼においては、「ミナヨシ」を共通にし、観念においては、本願商標よりは特定の観念が生じない一方、引用商標よりは「皆がよい」ほどの観念が生じることから、相紛れるおそれのないものである。